

公衆浴場法におけるサウナに係る許可等のあり方調査研究に関する検討会報告書（概要）

1. 検討の背景

- 公衆浴場を経営しようとする者は、公衆浴場法に基づき、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受ける必要があり、営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じる必要があり、都道府県知事はこれらの措置に必要な基準を条例で定めることとされている。
- 厚生労働省では、都道府県知事が条例を策定する指針として、「公衆浴場における衛生等管理要領」を定め、この中で、公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業員の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置などの取扱いを示しており、サウナを含むその他の公衆浴場については、一般公衆浴場の規定を準用することとしている。
 - ※ 公衆浴場の利用目的、利用形態等により、これにより難い場合であって、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、一部適用を除外することが可能。
 - ※ 衛生等管理要領は、都道府県知事が条例を策定する指針として厚生労働省が発出した技術的助言であり、都道府県知事が、地域の実情を踏まえ、衛生等管理要領と異なる内容の基準を条例等で定めることも可能。
- サウナに係る営業許可等の実態を把握し、サウナの実態に適合した衛生管理及び風紀の確保のあり方を調査するため、「公衆浴場法におけるサウナに係る許可等のあり方調査研究に関する検討会」を開催。

2. 実態調査を踏まえたサウナ営業の許可状況

- 検討会において、各自治体の条例におけるサウナに係る基準の整備状況や、サウナ関係の事業者に対する営業許可等の実態に関する調査を実施（別添1）。

（主な調査結果）

- 現状、すべての自治体の条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準（一般公衆浴場の規定を準用する場合を含む。）が定められている。
- サウナ営業の許可にあたり、都道府県知事において公衆衛生又は風紀上支障がないと認められる場合の対応として、既に多くの自治体で特例的な取扱い（混浴規定、脱衣所・面積要件、目囲いの設置要件等の緩和）が行われていることを把握。
- 他方、条例等でサウナに係る基準を定めているが、特例的な取扱いを行っていないケースが一定数存在することに加え、アウトドアサウナを許可していないケースも把握。

3. とりまとめ

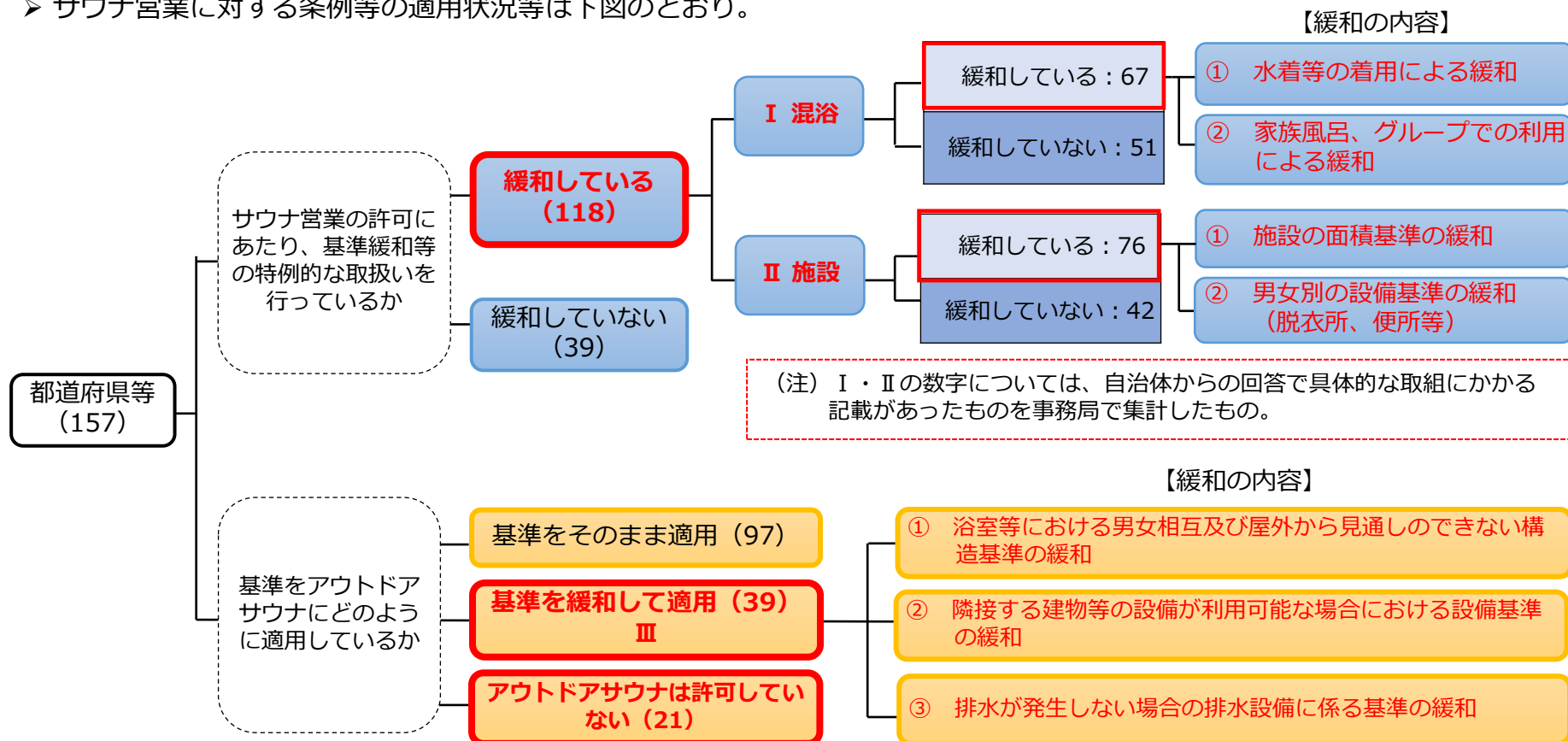
- 営業許可に際して、自治体が行った特例的な取扱いの内容を類型化（別添2）。
- サウナ営業の許可申請事案に関して、自治体が条例の基準を運用しやすくなるよう、類型化した取扱いの内容について、厚生労働省から自治体に対し広く周知することを検討会のとりまとめとして提言。

調査概要

- 調査時期：令和5年10月13日～26日、令和6年1月4日～15日（追加調査）
- 調査対象：都道府県、保健所設置市、特別区（157自治体）
- 調査方法：Webアンケート調査（回答率100%）
- 調査内容：自治体の条例等におけるサウナに係る基準の整備状況 等

条例等におけるサウナに係る基準の整備状況（抜粋）

- 全ての自治体の条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準（一般公衆浴場の規定を準用する場合を含む。）が定められている。
- サウナ営業に対する条例等の適用状況等は下図のとおり。



具体的な緩和事例 I 混浴

- ① 水着等の着用
施設を着衣で利用させる場合（風紀上支障ないと判断した場合）は、浴槽及びサウナ室の混浴規定を緩和している。
- ② 家族風呂、グループでの利用
家族での利用又は面識のある1グループの水着着用での利用（脱衣室は男女別）の場合に、混浴規定を緩和している。

具体的な緩和事例 II 施設

- ① 施設の面積基準
小規模な個室サウナ等において風紀及び衛生上の問題がないと判断した場合、脱衣所や洗い場の面積規定の基準を緩和している。
- ② 男女別の設置基準（脱衣所、便所等）
施設を男(女)性専用とする場合や男女日替わりで利用させる場合、出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所を男女別に2室を設けないことを可能としている。

具体的な緩和事例 III アウトドア

- ① 浴室等における男女相互及び屋外から見通しのできない構造基準
外部から見通しのできない構造について、風紀又は衛生上の問題がないと判断し、かつ近隣住民の理解を得ている場合、目隠し等について緩和している。
- ② 隣接する建物等の設備が利用可能な場合における設備基準
短期のサウナイベントにおいて、サウナ以外の施設（脱衣室、ロッカー、洗面設備、便所、洗い場等）について、**近接する既存の施設の使用許可を得て施設設備を使用する場合**、措置基準を満たすと判断している。
- ③ 排水が発生しない場合の排水設備に係る基準
洗い場等を設けず、汚水が生じない施設の場合は、床を**排水**できる構造や内壁を耐水性材料で覆うことを緩和している。

＜外部から見通しのできない構造とする規定の緩和イメージ＞



＜耐水性材料の床や内壁に係る規定の緩和イメージ＞



（その他の事例）

- **水飲み場**について、入浴者にペットボトルの飲料を提供するなどの対策により、問題がないと判断した場合、「洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあっては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りではない」といった基準を緩和している。
- **鍵付きロッカーの設置**について、本部で貴重品を預かる等の適切な代替措置が講じられている場合、設置基準を緩和している。
- 窓や設備を設けることなく施設の換気が可能な場合、条例で規定している窓や湯気抜きの設置を緩和している。